

「新しい農村政策の在り方に関する検討会」 「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」 における検討内容について

令和3年1月20日・22日

農村振興局



目 次

1. 「新しい農村政策の在り方に関する検討会」における検討の概要	3
○ 新しい農村政策の在り方に関する検討会	4
○ 検討事項 1. 地域づくり人材の育成	5
○ 検討事項 2. 農村における所得と雇用機会の確保	8
2. 「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」における検討の概要	12
○ 長期的な土地利用の在り方に関する検討会	13
○ 長期的な土地利用の在り方に関する検討	14

1. 「新しい農村政策の在り方に関する検討会」
における検討の概要

新しい農村政策の在り方に関する検討会

検討会の目的

- 農村では、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行する一方で、近年、「田園回帰」の流れなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価。
- このような動きを踏まえ、ポストコロナも視野に入れ、農村振興施策の検討を幅広い視点から検討するため開催。

主な検討事項

- ① 関係府省と連携した農村政策の進め方
- ② 地域づくり人材の育成
- ③ 農村の実態把握・課題解決の仕組み
- ④ 中山間地域等における複合経営等の多様な農業経営の推進
- ⑤ 半農半Xなどの多様なライフスタイルの実現
- ⑥ 関係人口や移住者の呼び込み

検討会の開催実績

- 第1回 (令和2年5月19日)
○農村をめぐる事情について
- 第2回 (令和2年6月30日)
○地域づくり人材の育成について①
- 第3回 (令和2年7月30日)
○地域づくり人材の育成について②
- 第4回 (令和2年8月28日)
○地域づくり人材の育成の仕組み等の方向性について
- 第5回 (令和2年10月13日)
○農村における所得と雇用機会の確保に向けて
- 第6回 (令和2年11月24日)
○農村発イノベーションの推進について
- 第7回 (令和2年12月18日)
○地域運営組織について
- 第8回 (令和3年1月20日)
○半農半Xや農村地域づくり事業体等をサポートする者について

検討会委員

(五十音順、敬称略)

◎：座長

◎ 小田切 徳美	おだぎり とくみ	明治大学農学部教授
川井 由紀	かわい ゆき	JA高知女性組織協議会会長
指出 一正	さしで かずまさ	「ソトコト」編集長
嶋田 暁文	しまだ あきふみ	九州大学法学研究院教授
図司 直也	ずし なおや	法政大学現代福祉学部教授
羽田 健一郎	はた けんいちろう	長野県長和町長（全国町村会推薦）
平井 太郎	ひらい たらう	弘前大学地域社会研究科准教授
前神 有里	まえがみ ゆり	（一財）地域活性化センター人材育成プロデューサー
谷中 修吾	やなか しゅうご	（一社）INSPIRE代表理事
若菜 千穂	わかな ちほ	（NPO法人）いわて地域づくり支援センター常務理事

オブザーバー府省

- 内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局
- 総務省地域力創造グループ地域自立応援課
- 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課
- 経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課
- 国土交通省国土政策局総合計画課
- 環境省総合環境政策統括官グループ環境計画課

検討事項 1 . 地域づくり人材の育成

地域づくり人材の育成の仕組み等の方向性（概要）

- 近年、地域への「目配り」をする地方自治体職員の減少や体制の脆弱化等の課題が顕在化。
- このため、農林水産省は、地域の人々の思いや実情に応じて①～④のようなプロセスを組み立てていく
地域づくり人材の育成を主眼とする研修を実施（令和3年度から実施予定）。
- 農村地域及びそこで暮らす人々は、それぞれ個性を有しており、地域づくりに定型的な「解答」はないので、地域に合った「解法」を模索していける人材が求められる。
- また、全国各地の研修修了生が悩みや情報を共有し、支え合いながら活動できる環境を整備するためのネットワークを構築。
- ※ 地域づくり人材や研修の愛称についても検討。
（例：「農村着火型プランナー」「農村着火型プランナー養成塾」）

- ① 地域の内発性を引き出す環境づくり、動機づけ
- ② 地域の状況把握・地域の範囲の設定
- ③ 地域の実践計画づくり
- ④ 継続的な実践活動への移行に向けての寄り添い



写真：農山漁村ナビHP（農林水産省）より

地域づくり人材の育成研修

- 地方自治体の職員※を対象として、現場でのOJT等を重視した研修を実施。
- ※ 職員減少や体制の脆弱化等の課題を特に市町村が抱えていることにも留意
- 研修の一部にはオンライン講座を導入し、地方自治体の職員でなくても受講できることとすることにより、地域づくり人材の裾野を拡大。
- ※ 地方自治体の職員以外の地域づくりに意欲がある者が受講を希望すれば、これ以外の講座についても受講可とする
- 研修及び研修修了生の活動を後押しするための国の支援方策について、検討。

研修修了生等のネットワーク

- 研修修了生、講師陣をつなぐネットワークを構築。
- 出先機関職員を中心に、農林水産省もネットワークに参画することにより、地域づくりを後押しする情報提供や相談対応を行いつつ、現場の実態把握機能を強化。
- 農林水産省が中心となってネットワーク内外から把握した「現場の声」を、関係府省とも共有しつつ、具体的な政策立案に反映。



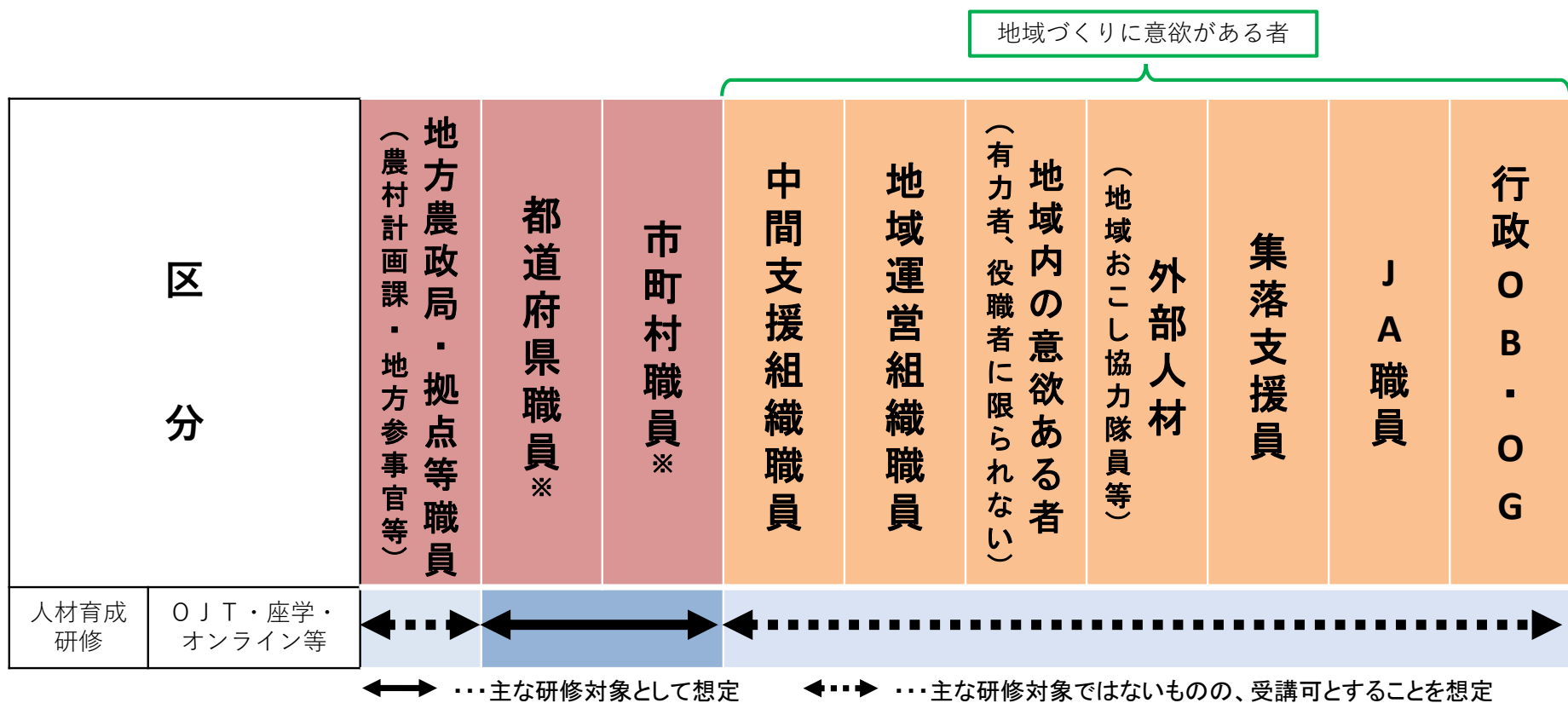
将来的な構想

- 都道府県、大学等との連携も含め、研修の実施主体の裾野が広がることを目指す。

(参考) 研修の対象者

- 研修の実施に当たっては、地方自治体の職員※（職員減少や体制の脆弱化等の課題を特に市町村が抱えていることにも留意）を対象に、現場でのOJT等を重視する。
- また、研修の一部にはオンライン講座を導入を導入し、地方自治体の職員でなくとも受講できることとすることにより、地域づくり人材の裾野を広げていく。
（さらに、地方自治体の職員以外の地域づくりに意欲がある者が受講を希望すれば、これ以外の講座についても受講可とする）

(さらに、地方自治体の職員以外の地域づくりに意欲がある者が受講を希望すれば、これ以外の講座についても受講可とする)



※ 地方自治体の職員として、農林水産、社会教育、福祉、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員(都道府県)、農業委員・農地利用最適化推進委員(市町村)等を想定

検討事項 2. 農村における所得と雇用機会の確保

農村における所得と雇用機会の確保に向けた基本的考え方

(第5回検討会資料を改変)

背景・課題

- 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、このような農業経営を目指す経営体を含む担い手の育成・確保を引き続き進めていく。
- しかしながら、特に、中山間地域等においては、人口減少・高齢化や農業の担い手不足が深刻化しており、農業・農村の担い手の裾野の拡大が必要。

検討の方向性（案）

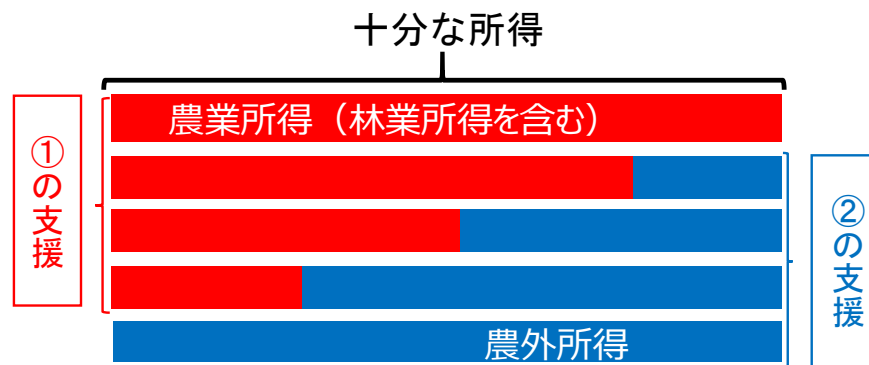
- (1) 大規模な専業農業経営だけでなく、多様な形で農に関わる経済主体について、農業・農外の所得の組合せにより、十分な所得が確保できるようにすることが必要ではないか。

- (2) そのためには、
多様な形で農に関わる経済主体について、

- ① 農業所得の安定・向上
 - ② 所得確保手段の多角化
- 等が必要ではないか。

- (3) 特に、ポストコロナ時代において、都市から農村への人の流れを加速化させるためには、安心して農村で働き、生活することができる受け皿となるような、農業経営と農村発イノベーション※による事業の創出活動に地域の核となって取り組む事業体を育成する必要があるのではないか。

※ 農村発イノベーション…活用可能な地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組



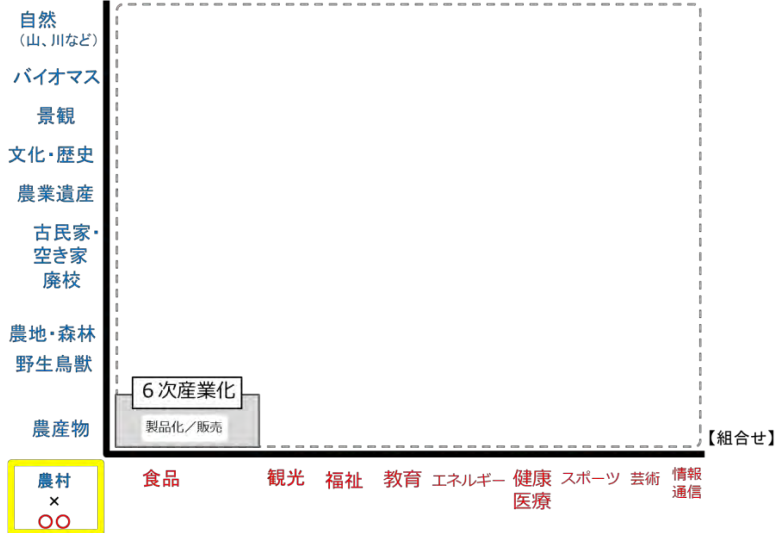
(参考) 農村発イノベーションの推進

- 農村に人を呼び込むためには、**所得と雇用機会の確保**が重要。
- 農村を舞台とした「**農村発イノベーション**」(活用可能な**地域資源**を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組)により新たなビジネス展開を促進。

【従来の6次産業化の施策】

- 対象**地域資源**や他分野との**組合せの範囲が限定**
- **一次産業起点の取組**に限定

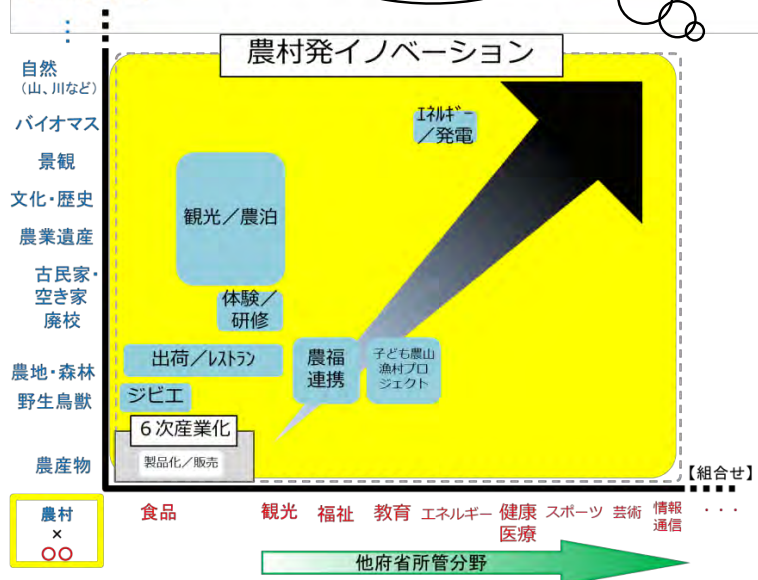
【農村の地域資源】



【農村発イノベーションの推進のイメージ】

- 農村の**あらゆる地域資源**をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など**他分野との連携**を一層促進

【農村の地域資源】

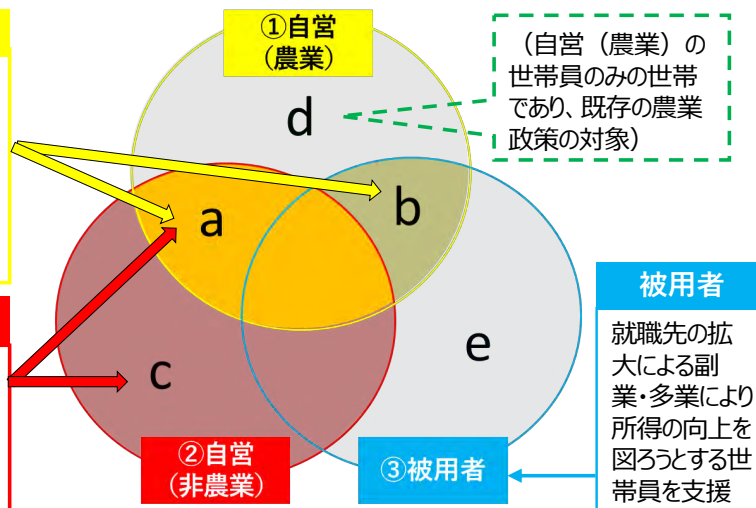


農村における所得と雇用機会の確保に向けた施策検討対象

【世帯】

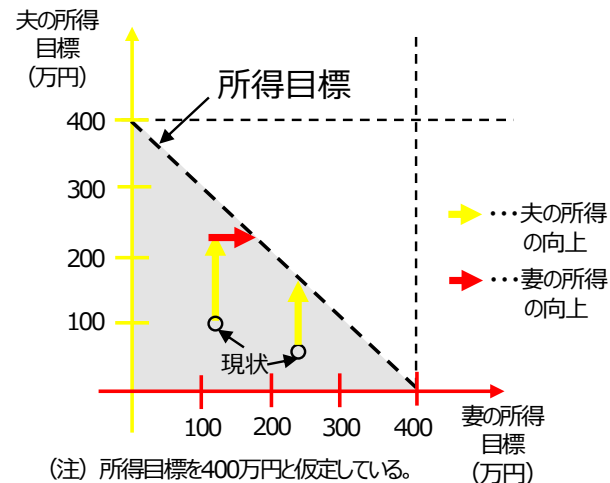
自営（農業）
自己又は他の世帯員の自営（非農業）所得や雇用所得を組み合わせ、世帯全体の所得の現状と目標との差を埋めるため自営の農業所得の向上を図ろうとする世帯員を支援

自営（非農業）
農泊、ジビエの利活用などの農村発イノベーションによる事業の創出により自営の非農業所得の向上を図ろうとする世帯員を支援



（参考）施策検討対象のイメージ

夫が**自営（農業）**、妻が**自営（非農業）**のa世帯の場合



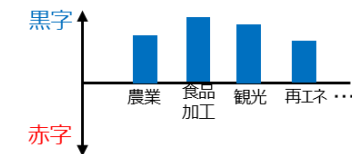
【事業体】



（参考）事業体の類型

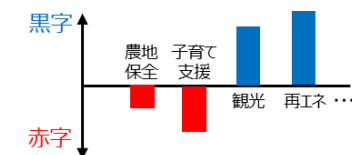
・地域商社型

（多角的に展開する事業分野のイメージ）



・地域運営組織（RMO）型

（多角的に展開する事業分野のイメージ）



2. 「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」 における検討の概要

長期的な土地利用の在り方に関する検討会

検討会の目的

- 人口減少に伴う農業の担い手の減少により、農地集積、新規就農、スマート農業の普及等の政策努力を払ってもなお維持困難な農地の発生が懸念。
- 放牧等の少子高齢化・人口減少にも対応した多様な利用方策とそれを実施する仕組みについて検討。

主な検討事項

- ① 以下の区分ごとの土地利用方策
 - ア 粗放的な利用による農業生産
(放牧、有機栽培、景観作物、エネルギー作物等)
 - イ 農業生産の再開が容易な土地としての利用
(鳥獣被害対策の緩衝帯、ビオトープ等)
 - ウ 農業生産が困難で荒廃化が避けられない場合の利用
(計画的な植林、計画的な遷移)
- ② ①を実施する仕組み

検討会の開催実績

- 第1回 (令和2年5月20日)
 - 農村における土地利用をめぐる事情について
- 第2回 (令和2年7月7日)
 - 放牧等による農地の多様な利用について
- 第3回 (令和2年8月24日)
 - 森林への計画的転換の方向性について
- 第4回 (令和2年10月16日)
 - 放牧による荒廃農地利用の取組について(現地調査)
- 第5回 (令和2年12月11日)
 - 農業生産の再開が容易な土地としての利用について
- 第6回 (令和3年1月22日)
 - これまでの議論を踏まえた検討の視点等について

検討会委員

(五十音順、敬称略)

◎：座長

あんどう 安藤	みつよし 光義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
いけべ ◎ 池邊	このみ	千葉大学園芸学研究科教授
かさほら 笠原	な お み 尚美	新潟県阿賀野市農業委員会会長職務代理
たかはし 高橋	のぶひろ 信博	山形県置賜総合支庁農村計画課長
たぐち 田口	たろう 太郎	徳島大学総合科学部准教授
はやし 林	な お き 直樹	金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授
ひろた 広田	じゅんいち 純一	岩手大学名誉教授
ふかまち 深町	かつえ 加津枝	京都大学地球環境学堂准教授

オブザーバー府省

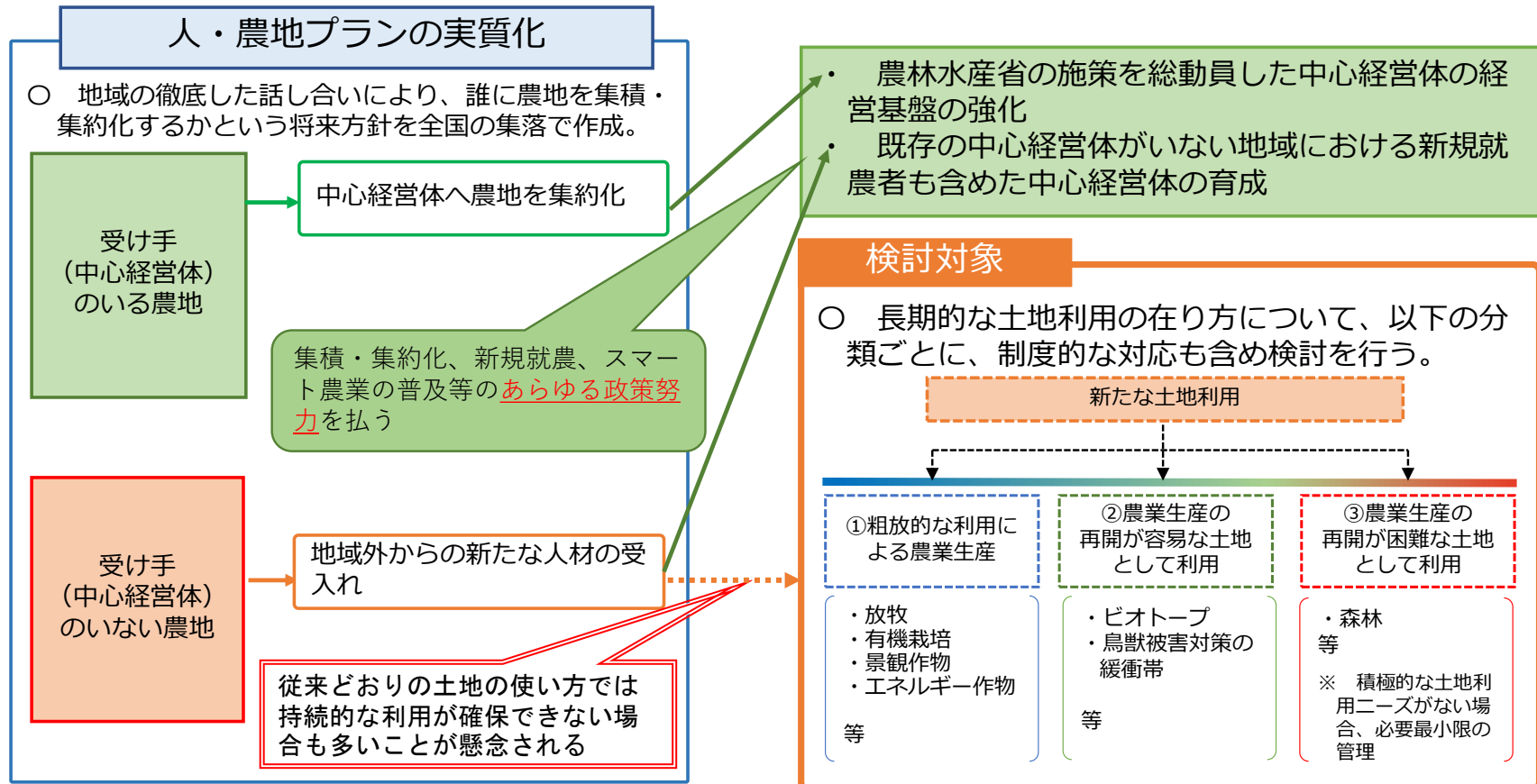
- 国土交通省国土政策局総合計画課
- 環境省自然環境局生物多様性戦略推進室

長期的な土地利用の在り方に関する検討

- 本格的な人口減少社会の到来や、それに伴う農業の担い手の不足等の課題に対処しつつ、食料の安定供給を脅かすリスクを軽減していくことが必要。
- 一方で、中山間地域を中心として、農地集積、新規就農、スマート農業の普及等の政策努力を払ってもなお農地として維持することが困難な土地が増加することが懸念される。
- こうした課題に対応した長期的な土地利用の在り方について検討。

2019年度（令和元年度）～2021年度（令和3年度）

人・農地プランの実質化以降



長期的な土地利用の検討の方向性（案）

- 農地は農地として有効利用することが大前提であることから、
- ① そのために、農地集積・集約化、新規就農、スマート農業の普及等のあらゆる政策努力を払うことにより農地を有効利用する
 - ② ①の政策努力にもかかわらず、これまでと同様の利用が困難である場合には、粗放的な利用により農業生産を行う
 - ③ ②が困難な場合には、農業生産の再開が容易な土地として利用（有事の際等には農業生産）する
 - ④ ③が困難で荒廃化が避けられない場合には、荒廃化が進行する前に森林への計画的転換（人工林、里山林）等により有効活用を図る途を拓くこととはどうか。



土地利用の分類ごとの具体例

【②粗放的な利用による農業生産】



放牧

※農林水産省HPより



景観作物・エネルギー作物（菜種）

※農林水産省HPより

【③農業生産の再開が容易な土地として利用】



ビオトープ

※事例ガイド「これからの時代の地域デザイン」
～いかす国土、まもる国土、つかう国土～
（平成29年3月）（国土交通省）より



鳥獣被害緩衝帯

※農林水産省HPより

【④計画的な植林】



植林（早生樹）

※業務参考資料より



植林（里山林）

※業務参考資料より